


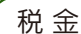





調整給付金(定額減税しきれない人への給付金)

条件	定額減税の対象者で、定額減税可能額が定額減税前の「令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額」を上回り、減税しきれないと見込まれる人 ※納税義務者本人の合計所得金額が、1,805万円以下である場合に限りです	
給付額	上記の減税しきれない額 ※所得税分控除不足額と個人住民税分控除不足額の合計を1万円単位で切り上げて算出	
案内	7月下旬に、支給対象となる納税義務者へ案内(支給確認書を同封)を送付しています	
手続き	調整給付金の受給には、 手続きが必要です 。給付額および振込口座を確認(記入)し、支給確認書を提出してください。公金受取口座の登録があり、同口座への振り込みを希望する場合は、電子申請(オンライン申請)が可能です。詳細は届いた案内を確認してください ※締め切り日までに忘れずに手続きしてください	
締切	2024(令和6)年 10月31日 (木)(当日消印有効)	
問合せ	浜松市重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053 自動音声案内後「 9番 」を選択 (8:30 ~ 17:15 土・日曜日、祝日を除く)   令和6年度 調整給付金 <input type="text" value="検索"/>	市公式LINE しゃんべえ 情報局 でよくある質問を確認できます   「手続きなどQ&A」の後に「税金」をタップ 

新たな低所得者世帯に対する給付金

種類	住民税 均等割非課税世帯	住民税 均等割のみ課税世帯	【こども加算】
条件	2024(令和6)年6月3日に浜松市に住民票がある世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族だけの世帯などは、受給できません		
	令和6年度に新たに世帯全員が「令和6年度住民税均等割非課税」となる世帯	令和6年度に新たに世帯全員が「令和6年度住民税均等割非課税または均等割のみ課税(定額減税前)」となる世帯	左記のどちらかに該当し、2024(令和6)年6月3日に18歳以下の子供(2006(平成18)年4月2日以降に生まれた子供)がいる世帯
給付額	10万円 (1世帯あたり)		5万円 (18歳以下の子供1人あたり)
案内	7月上旬から対象と思われる世帯へ案内を送付しています		
手続き	詳細は届いた案内を確認してください		
締切	2024(令和6)年 9月30日 (月)(当日消印有効)		
その他	以下の場合にはコールセンターに問い合わせてください (1)離婚、死別などで、世帯の全員が新たに令和6年度住民税均等割非課税または均等割のみ課税世帯になった場合 (2)こども加算について、同一世帯に2024(令和6)年6月4日以降に生まれた子供がいる場合や、別世帯(単身で学校の寮に入っている場合など)で扶養している子供がいる場合 (3)自分が対象だと思われるのに案内が届かない場合		
問合せ	浜松市重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053 自動音声案内後「 1番 」を選択 (8:30 ~ 17:15 土・日曜日、祝日を除く)	 令和6年度 給付金 <input type="text" value="検索"/>	

あなたの **声** を市政に反映させる **パブリック・コメント制度**

	案件	募集期間	担当課(Eメール)	電話・ファクス
意見募集	浜松市総合計画基本計画(案)	8月16日(金)~ 9月17日(火)	企画課  kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp	☎457-2241 FAX050-3730-1867
	第4次浜松市教育総合計画(案)	8月16日(金)~ 9月17日(火)	教育総務課  k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp	☎457-2401 FAX050-3730-8496

パブコメ



【ご意見がある場合は】意見書(様式不問)に、住所・氏名または団体名・電話番号・メールアドレス(ある人)を書いて、直接または郵送(消印有効)・Eメール・ファクスで担当課へ